

第54期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

令和2年12月18日（金曜日）

午前10時

開催場所

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館 6階会議室

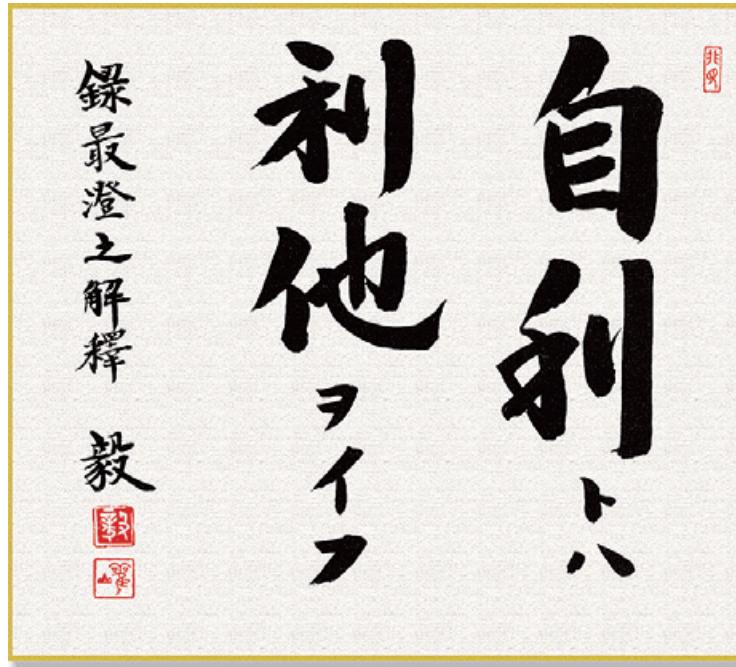
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件

- 株主の皆様への感染防止を第一に考え、本年の株主総会は、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネットにより議決権行使いただくことをご検討ください。
- 株主の皆様のご公平性を勘案し、株主総会におけるお土産の配布はいたしません。

社是 「自利利他」（自利トハ利他ライフ）



経営理念「顧客への貢献」

私たちは、お客様の繁栄のために、

1. お客様の事業の成功条件を探求し、
2. これを強化するシステムを開発し、
3. その導入支援に全力を尽くします。

お客様への貢献は、私たちの喜びです。

証券コード 9746
令和2年12月3日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
株式会社 **TKC**
代表取締役社長 飯塚 真規

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様への新型コロナウイルス感染症感染防止を第一に考え、本年の株主総会は健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネットにより議決権行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和2年12月17日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（88頁から89頁まで）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和2年12月18日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館 6階会議室
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- (報告事項)
1. 第54期（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
 2. 第54期（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件

(決議事項)

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使を重複して行われた場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- 本招集ご通知と併せ、同封の『当社「第54期定時株主総会」における新型コロナウイルス感染症感染防止への対応について』をご一読くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tkc.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過およびその成果

1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① TKC統合情報センター（全国9都市）によるコンピューター・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ② TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピューター・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イン트라ネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティ・サービス
- ③ パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

2. 当社グループの通期業績の推移

当連結会計年度（令和元年10月1日～令和2年9月30日（以下、当期））におけるわが国経済は、緩やかな成長基調でスタートしたものの、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナウイルス）の世界的な流行の影響によって極めて厳しい状況となりました。コロナウイルスの収束を見通せない中、わが国経済の先行きは不透明であり、当社の顧客である会計事務所、その関与先である中小企業、地方公共団体等への影響も長期化することが予想されます。

このような状況の中、当社は顧客の支援に全力を傾注する方針を掲げて、システム開発やサービスの提供に努めてまいりました。

会計事務所事業部門では、当社のお客さまである税理士および公認会計士（以下、TKC会員）が、中小企業の伴走型の支援者として、業績が悪化した関与先企業の資金繰りと経営助言を行うための支援を行いました。また、TKC会員が関与先企業からの委託にもとづいて決算書等を電子申告と同時に金融機関に開示する「TKCモニタリング情報サービス」の普及に努めました。

地方公共団体事業部門では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）として実施された「特別定額給付金」と「子育て世帯への臨時特別給付金」の申請・受付手続き事務の支援を行いました。また、幼児教育・保育の無償化にかかるシステムの改修および健康保険法におけるオンライン資格確認（マイナンバーカード保険証利用等）にかかるシステム改修等を受託・実施しています。

これらの活動の結果、TKCグループの当期における経営成績は、売上高が67,814百万円（前期比2.6%増）、営業利益は11,381百万円（前期比21.8%増）、経常利益は11,685百万円（前期比20.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,821百万円（前期比16.4%増）となりました。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

（1）会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は47,150百万円（前期比2.7%増）、営業利益は10,237百万円（前期比17.3%増）となりました。

- ① コンピューター・サービス売上高は前期比4.1%増となりました。これは、コロナウイルスの感染拡大に伴う経済の停滞によって資金繰りに窮する中小企業が増加する中で、関与先企業の業績管理と緊急資金繰り対策、給付金申請等の支援を実施するためにTKC会員事務所による財務処理件数が進展したこと。在宅勤務を実施する企業が増加する中で、子会社も含めた業績を親会社で一括管理するために「中堅企業向けクラウド型統合会計情報システム（FX4クラウド）」を導入する中堅企業が増加したこと。また、在宅勤務に対応する会計事務所が増加した中で、高セキュリティーを保ちながら自宅でもTKCシステムを利用できる「OMSモバイル」「TKCサイバーセキュリティーサービス」の顧客数が伸展したことなどによります。

- ② ソフトウェア売上高は、前期比4.0%増となりました。これは電子帳簿保存法の要件を満たす財務会計システムの顧客数が増加したこと、および令和2年4月から資本金1億円超の法人に電子申告が義務化されたことに伴い、大企業向けの「法人電子申告システム（ASP1000R）」の顧客数が順調に伸展していることなどによります。
- ③ ハードウェア売上高は、前期比6.4%増となりました。これはマイクロソフト社によるWindows7のサポートが令和2年1月に終了したことによるパソコンの買い換え需要に加えて、在宅勤務に取り組む会計事務所の増加によって、Webカメラ付きのノートパソコンやモバイルモニターの需要が増加したことによります。
- ④ なお、営業利益が前期と比較して改善したのは、訪問型の顧客サポートをWeb会議システムによるリモートサポートに切り替えた結果、出張旅費が減少したこと、マーケティング活動をWebセミナーに切り替えたことでセミナー開催費用等が減少したことなどによります。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は17,377百万円（前期比5.9%増）、営業利益は1,037百万円（前期に対して612百万円増）となりました。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比16.1%増となりました。これは、令和元年10月1日から国の地方税共通納税システムが稼働したことに伴い、「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」の利用によるデータセンター利用料売上が増加したことなどによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比33.2%増となりました。これは、幼児教育・保育の無償化および健康保険法におけるオンライン資格確認等、大規模なシステム改修により売上高が増加したことによります。また、コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策として、国民一人当たり10万円を給付する「特別定額給付金」が創設され、市区町村が住民からの申請と給付の事務を負託されました。当社は、基幹系システムをご利用の顧客に対して、「特別定額給付金」に関連するシステムの緊急対応を実施したほか、アウトソーシングサービスとして制度説明や返信用封筒などが一体となった特別定額給付金支給申請書を提供し、業務委託を受けた112団体（152万世帯）の早期給付に貢献しました。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比34.9%減となりました。これは、前期のeLTAx審査システム更改および共通納税システム導入に伴う導入支援作業費が当期はなかったことによります。
- ④ ハードウェア売上高は前期比37.9%減となりました。これは、前期に導入が集中した住民基本台帳ネットワークシステムの機器更改が当期はなかったことなどによります。

- ⑤ なお、営業利益が前期と比較して改善したのは、限界利益率が高いデータセンター利用料売上高とソフトウェア売上高が増加したことに加え、コロナウイルスの影響で、訪問型の顧客サポートをWeb会議システムによるリモートサポートに切り替えたことによる出張旅費の減少と、プライベートフェア（TASKクラウドフェア）の開催中止により、これにかかる費用が減少したことなどによります。

(3) 印刷事業部門（子会社：株式会社TLP）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は3,286百万円（前期比13.7%減）、営業利益は106百万円（前期比43.6%減）となりました。

- ① データ・プリント・サービス（DPS）関連商品の売上高は、前期比5.6%減となりました。これは地方公共団体などから受託した通知書関連業務が増加したものの、コロナウイルスの影響により民間企業からのダイレクトメール（DM）等の大口需要が減少したことによります。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比7.8%減となりました。近年のビジネス帳票の需要減退、並びにコロナウイルスの影響で物流が停滞し、ビジネス帳票の利用が減少したことによるものです。
- ③ 商業美術印刷（カタログ、チラシ、書籍等）関連の売上高は、前期比27.9%減となりました。これはコロナウイルスの影響により、イベント等の中止や延期が相次いだため、冊子、チラシ、書籍等の受注が大幅に減少したことによります。

3. 全社に関わる重要な事項

(1) コロナウイルスの感染防止と新しい働き方への対応

コロナウイルスの収束を見通せない中、当社は顧客へのサービス提供を継続するため、以下の感染防止と新しい働き方への対応に取り組んでいます。

- ① クラウドサービス、帳表印刷サービスやヘルプデスクサービスを継続して提供できるよう、事業継続のための体制強化（重要事業所への社外関係者の立入禁止、ヘルプデスクの複数事業所への分散、データセンター内にコロナウイルス感染者が発生した場合に、データセンターを遠隔拠点からリモート操作するためのインフラ整備）を実施しました。
- ② 在宅勤務制度、時差通勤制度の導入に加え、社内における感染防止策として、自動検温器、飛沫防止パネル、除菌マット、除菌アルコールの設置、マスクの配付などを行いました。

- ③ 新しい働き方に対応するため『Web会議システムによる顧客サポートのガイドライン』を策定し、在宅勤務を実施している場合であっても顧客との面談回数を向上するための取り組みを行っています。これに併せて、全社員へのモバイル通信機器の配付、Web会議システムの増強等を行っています。

(2) お客さまの新しい働き方への対応支援

- ① 会計事務所事業部門では、令和2年4月から9月末までの間、TKC全国会にWeb会議システムを無償貸与し、TKC全国会の委員会活動とTKC会員の情報交換を支援しました。また、TKC会員事務所が在宅勤務制度等を導入し、新しい働き方への対応を行えるよう、一定の条件に該当するTKC会員に対してモバイルモニターとスピーカーマイクを提供（無償貸与）しました。
- ② 基幹系システムをご利用の顧客団体（市区町村）約170団体に対して、リモートでのサポートを実施するために、Web会議システムをご利用いただける環境（大型ディスプレイ、スピーカー、Webカメラ）を提供（無償貸与）しました。
- ③ これらの施策を実施することで、顧客と社員の感染防止を図るとともに、これまでと同様の顧客サポート品質の維持に努めました。

(3) コロナ禍での社会貢献活動

医療崩壊の防止や経済的苦境に立つ学生などを支援するために以下の取り組みを行いました。

- ① コロナウイルスによる医療崩壊の防止に役立ててもらうために、栃木県に対する義援金として、当社より300百万円、当社名誉会長である飯塚真玄ならびに当社創業者夫人である飯塚るな子からそれぞれ100百万円を個人として寄付しました。
- ② 当社の顧客団体（130市町村）への義援金として総額169百万円を寄付しました。
- ③ 宇都宮大学でオンライン授業を受講する学生を支援するために、当社からノートパソコン75台を寄付しました。また、当社名誉会長である飯塚真玄から、経済的苦境に立たされている大学生の支援を目的に、個人として1,000万円を宇都宮大学に寄付しました。

(4) 大規模災害の発生に備えた事業継続計画（BCP）の見直し

大規模災害の備えとして、すべての事業所と社員の借上社宅・借上寮の安全性を確認し、被災想定地域に所在する事業所と社員の借上社宅・借上寮をより安全な地域に移転しました。

(5) 連結会計システム「eCA-DRIVER」の「運用確認表」において特許を取得

連結会計システム「eCA-DRIVER」に搭載した「運用確認表」の「システムの処理が順番どおり適切に実行されたかを視覚的に確認できる機能」について、令和2年6月11日、特許を取得しました。（特許第6715886号）

(6) 「収益認識に関する会計基準」の適用準備

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号平成30年3月30日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日）を、令和2年10月1日から開始する事業年度（第55期）において早期適用することになりました。これは、当社が「収益認識に関する会計基準」を適用する過程で得たノウハウを取りまとめ、上場企業向けコンサルティング・サービスとして提供することを目的としています。

4. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社のお客さまである税理士および公認会計士（以下、TKC会員）1万1,400名（令和2年9月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

TKC全国会は、昭和46年に創設され、次の六つの事業目的を掲げて活動しています。

- 1) 租税正義の実現
- 2) 税理士業務の完璧な履行
- 3) 中小企業の存続・発展の支援
- 4) TKC会員事務所の経営基盤の強化
- 5) TKCシステムの徹底活用
- 6) 会員相互の啓発、互助及び親睦

(注) TKC全国会については、別冊『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ (<https://www.tkc.jp/>) をご覧ください。

(1) TKC全国会が展開する運動について

TKC全国会では、創設50周年（2021年）に向けての政策課題を踏まえ、2019年から2021年の3カ年の運動方針と戦略目標2020を掲げています。その内容は以下のとおりです。

[TKCブランドで社会を変えるための運動方針]

- ① 「TKC方式による書面添付」の推進（2020年末目標：法人書面添付14.4万社）
- ② 「TKCモニタリング情報サービス」の推進（2020年末目標：14万社24.5万件）
- ③ 「TKC方式の自計化」の推進（2020年末目標：28.5万社）

併せて、TKC全国会の取り組みが多く金融機関から注目され始めており、これを好機としてTKC会員事務所の経営基盤をさらに強固なものとするため、以下の方針を打ち出しています。

- ①「TKC会計人の行動基準書」を理解し、実践しよう
- ②「巡回監査士」「巡回監査士補」を増大させよう
- ③「認定支援機関」として経営助言業務を強化しよう

TKC全国会は、コロナウイルスが中小企業の経営環境に影を落とす中、「いままさに、職業会計人の真価を発揮する時!」「税理士は、今回の危機に対して中小企業にとっての『親身の相談相手』であろう」とのメッセージを発し、上記の運動を継続するとともに、コロナウイルスの感染拡大の影響で業績が悪化した中小企業の資金繰りと給付金等の申請支援に努めました。

(2) 会計事務所事業部門による戦略目標達成に向けた活動

- ① コロナウイルスの影響を受けた中小企業の支援

当社は、当期において、TKC会員と関与先企業の支援に全力を傾注する方針を掲げて、以下の支援を行いました。

- 1) TKC会員への最新情報の提供

当社は、政府や中小企業支援団体から発信される中小企業支援策をTKC会員に正確かつ迅速に伝えるため、TKC会員専用のイントラネット（ProFIT）で最新情報を日々提供しました。この活動は2月25日から開始し、当期末時点168本の情報を掲載するに至りました。

- 2) 「新型コロナウイルス緊急資金繰り対策コーナー」の提供

政府、都道府県、市および金融機関の中小企業支援策を「融資」「補助金」「雇用」「税制」の区分で確認できる特設サイトを開発し、TKC会員のホームページから確認できるようにしました。これにより、TKC会員が関与先企業をはじめとする中小企業に緊急資金繰り支援策を網羅的に情報発信できるようにしました。当期末で9,231件の支援策を掲載しています。

- 3) 「緊急支援関与先チェック機能」の提供

「持続化給付金」「雇用調整助成金」「家賃支援給付金」といった緊急経済対策や政府系金融機関の特別融資、中小企業基盤整備機構が運営する「経営セーフティ共済」の一時貸付金など20項目にわたる中小企業支援策の適用の可否に関与先企業ごとに自動判定し、一覧形式で確認できる「緊急支援関与先チェック機能」を「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」に搭載しました。また、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス特別貸付」の申込書である「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書」をワンクリックで作成できる機能を搭載しました。これにより、TKC会員が迅速に関与先企業の緊急資金繰りを支援できる体制を構築しました。

4) オンデマンド研修の拡充

上記の中小企業支援策や税務申告・納付期限の延長に関する具体的な申請手続き、給付金等の支給を受けた場合の会計と税務の実務を解説するオンデマンド研修を提供し、視聴促進を行いました。

5) 在宅勤務に必要となる機器の提供

日本税理士会連合会が4月15日に公表した「税理士の業務とテレワーク(在宅勤務)～新型コロナウイルス感染防止対応版～」に完全に準拠しながら、TKC会員とその職員が在宅勤務を行うために、Web会議システムやヘッドセットマイク、高セキュリティーを保ちながら自宅でもTKCシステムを利用できる通信機器の提供を行いました。

② 戦略目標2020の達成に向けた営業活動

当社では、TKC全国会と連携して戦略目標2020の達成に向けた営業活動を展開しています。

1) 「TKCモニタリング情報サービス」の推進

TKCモニタリング情報サービスは、TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書および税務申告書は税務署に対して電子申告した直後です。TKCモニタリング情報サービスの推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の3帳表で確認できることを訴求しました。

i. TKC会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」

ii. 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性をTKCが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」

iii. 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、当サービスを採用する金融機関は急速に増加し、令和2年9月末日現在で、全国全ての地方銀行(64行)を含む443金融機関に採用されています。また、令和2年9月末日現在で、22万件を超える決算書等が金融機関に開示されました。今般のコロナウイルスの影響に伴う緊急融資の審査においても、TKCモニタリング情報サービスを活用している関与先企業は迅速に融資を受けることができた等の事例が出てきています。これは、TKC会員が作成する決算書は信頼性が高いと金融機関が評価していることの証左だと言えます。また、経済産業省は、コロナウイルスの影響拡大に伴って、中小企業への資金繰り支援を強化するため、実質無利子・無担保での融資を可能とする制度を創設しました。多くの金融機関はこの制度を活用して中小企業に緊急融資を実行しました。これらの金融機関は、融資先企業の業績を定期的に確認し、信用保証協会に報告することが求められています。そのため、TKCモニタリング情報サービス

の「月次試算表提供サービス」が金融機関から注目を集めています。当社は、T K C会員と金融機関が共同して同サービスを推進できるよう支援しています。

2) T K C方式の自計化の推進（F Xシリーズの推進）

当社は、F Xシリーズに、①経営トップが組織全体の動向を即座につかむために利用する「経営戦略レベル」の機能、②管理者が部門業績を検証し、次の打ち手を考えるために利用する「業績管理レベル」の機能、③経理事務の合理化・省力化を図る「業務執行レベル」の三階層の機能を搭載しています。当期は、関与先企業の経営者がコロナウイルスの業績への影響を正確に把握し、次の打ち手を検討できるように、F Xシリーズに搭載している「経営戦略レベル」の機能（予算登録、部門別管理、資金繰り実績表）の活用を支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するためには、適時・正確な会計取引の入力が必要となるため、「業務執行レベル」の機能として、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」や「戦略給与情報システム（P X 2）」との給与仕訳の連携等を支援しました。さらに令和2年9月25日に「F Xクラウドシリーズ」を新規に提供開始しました。当システムは、「会計で会社を強くする」機能の強化と会計事務所による「巡回監査」を支援する機能の強化を図っています。当社は、「F Xクラウドシリーズ」の導入支援を通じて中小企業の財務経営力と資金調達力の向上を支援してまいります。

3) 電子帳簿保存法への完全対応支援

F Xシリーズをはじめとする当社システムは、昨年、同業他社に先駆けて、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）から「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」の第1号認証を取得しました。この認証を受けたF Xシリーズ等の普及を通じて、電子帳簿保存法への完全対応を支援しています。

4) 会員導入（T K C全国会への入会促進）

T K C全国会では、令和3年9月末日までにT K C会員事務所を1万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、T K C全国会ニューメンバーズ・サービス委員会等と密接に連携して会員導入活動を展開しています。当期においては、コロナ禍で会員導入活動の対象となる会計事務所への訪問が困難だったためオンデマンドセミナーを開催し、関与先企業の資金繰り支援の実務や会計事務所の在宅勤務に関する事例を公開することにより、新規入会を促進しました。こうした活動の結果、令和2年9月末日現在のT K C会員は約9,700会計事務所、1万1,400会員となっています。なお、事務所数と会員数に違いがあるのは、1事務所に複数会員が所属する場合があります。

(3) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

① 「中小会計要領」の普及のための支援活動

TKC全国会では、中小企業である関与先企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。中小会計要領は、i.自社の経営状況の把握に役立つ会計、ii.利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計、iii.会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、iv.中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたTKC全国会の運動を支援するため、教材等の整備と他の中小企業支援団体との連携に継続して取り組んでいます。

② 「記帳適時性証明書」の発行

当社では、TKC会員が当社の会計システムを利用する際に当社データセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用して、金融機関等の第三者が客観的にTKC会員事務所の業務水準を判定するための資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。このサービスは、TKC会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものでありTKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明するものです。

(4) 大企業市場への展開

当社は、TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンスと合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をTKC会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

この活動に資するシステムとして、「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」、電子申告システム「e-TAXシリーズ」、固定資産管理システム「FAManager」、TKC証憑ストレージサービス「TDS」、海外ビジネスモニター「OBMonitor」ほか）を提供しています。

令和2年4月から資本金1億円超の大企業に法人税・消費税・地方税の電子申告が義務化されることになりました。これにより、大企業では、法人税申告書の電子申告の実施に加え、その添付書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書等）についても電子データで提出しなければならなくなりました。法人税の電子申告は、国税庁の統計によれば、平成30年度で226万8,473件、電子申告率84.3%となっているものの、大企業における電子申告率は66.1%にとどまっています。そのため、義務化の対象となる多くの大企業がはじめて電子申告に取り組むこととなります。

当社では、これらの企業が円滑に電子申告義務化に対応できるようにするため、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（令和2年9月末日現在の会員数は1,447名）と連携し、『電子申告義務化対応ガイドブック』をホームページに公開するとともに、オンデマンドセミナー等を開催しました。また、ERPベンダー4社とアライアンス契約を締結し、財務諸表のデータ連携システムの構築に取り組んでいます。さらに、コロナウイルスの影響で在宅勤務に取り組む上場企業が増加したことを受け、訪問型だった営業活動をインサイドセールスに切り替え、移動時間を削減した結果、商談数を増加させることができました。

その結果、法人電子申告システム（ASP1000R）のユーザー数は令和2年9月末日現在で3,170社となりました。

こうした活動の結果、「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和2年9月末日現在で約4,100企業グループとなりました。なお、当社の税務申告システムは日本の上場企業の売上高トップ100社のうち87%の企業で採用されています。また、日本の上場企業における市場シェアは32%となりました。

（5）法律情報データベースの市場拡大

当社が独自に構築した法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全法律分野にわたる判例・裁決例等を収録しており、令和2年9月末日現在で31万1,500件超とわが国最大の文献収録件数を誇るサービスとなっています。

また、LEX/DBインターネットを中核とする総合的な法律情報データベースである、「TKCローブラリー」は、95万9,000件を超える論文等の所在情報に加えて、ぎょうせい殿、日本評論社殿、有斐閣殿、中央経済社殿、判例タイムズ殿、商事法務研究会殿などの法律専門出版社等18社が運用する62の法律情報データベースと連動しており、そのアクセス可能な情報総数は265万件を超えています。

① 「TKCローライブラリー」の利用拡大

多くの顧客が、コロナウイルスの影響による在宅勤務への移行に伴い、オンラインで業務を遂行せざるを得なくなりました。これにより、資料室や図書館等を利用した調査ができないユーザーから、法令・判例・文献情報に加え、主要法律専門誌をカバーするほか、いつでもどこでも利用できるという特長をもつTKCローライブラリーの利点が再評価されるようになりました。その結果、ID数やコンテンツを追加する契約が増えています。当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへのホームページやSNS等によるオンライン提案活動の結果、ユーザー数は5万2,000IDを超え、令和2年9月末日現在で2万3,000超の諸機関で利用されています。

② アカデミック市場における展開

コロナウイルスの影響で大学は入構禁止となり、ほぼすべての大学が前期はオンライン授業を実施しています。当社が提供している「TKC教育研究支援システム」「TKCローライブラリー」等のシステムは、いつでもどこでもオンラインで利用でき、他社を凌ぐ多様かつ多数のコンテンツの収録、レポートや演習、テスト機能が搭載されています。これらの特長がコロナ禍において教員、学生のオンライン授業および学習を支えるものとして再評価されています。4月以降、各大学と随時Web会議を実施し、基本サービスにおけるアクセス権の追加対応や、大学の実情に応じたオンラインによる学習環境整備を支援しました。

また、大学の法学部を中心に提供している学習ツール（公務員試験、ビジネス実務法務検定）は、令和2年9月末日現在で25校が利用しています。学生は、各試験の延期や学習環境が整わない状況下で、充実した教材が収録されたオンライン学習ツールによる学習に頼らざるを得ないことから、利用頻度が大幅に増加しています。9月には、新たに法学検定学習ツールの提供を開始しました。今年度の法学検定試験（11月）は団体受験のみ実施となったことから、対象大学63校を中心に次年度利用拡大にむけたモニター利用を推進しています。

5. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

（1）基幹系関連サービスの開発・提供

当社は、地方公共団体（主に市区町村）に対して、「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは基幹系業務と内部情報系業務を支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」から構成するクラウドサービスです。

政府は、令和2年7月17日に「世界最先端世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、行政コストの削減、業務の共通化・標準化、情報セキュリティ水準の向上、災害時の業務継続性の確保を目的に、令和5年度末までに行政システムのクラウド導入団体数を約1,600団体（うち複数団体による共同化を行う自治体クラウドは約1,100団体）にすると目標を掲げました。

当社の「T A S Kクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提とした設計としているため、政府が推進する「自治体クラウド」に対応するのに最適なシステムとして注目されており、全国11の共同利用組織に採用されています。また、全国7社のアライアンスパートナー企業も「T A S Kクラウドサービス」を積極的に推進しています。この結果、令和2年9月末日現在で「T A S Kクラウドサービス」は、160を超える地方公共団体に採用されています。当期においては、引き続き新規受注に向けた提案活動を行ったほか、令和2年9月までに本稼働を迎える新規受注団体について円滑なシステム移行を支援しました。

また、「福祉相談支援システム」において生活支援記録法 F - S O A I P（※）に基づく〈記録作成の効率化〉と〈関係者間の円滑な情報共有〉の支援機能を提供するなど、各種システムの機能強化に努めました。

加えて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施された「特別定額給付金事業」では、関連システムの緊急対応を実施したほか、アウトソーシングサービスとして制度説明や返信用封筒などが一体となった特別定額給付金支給申請書を提供し、業務委託を受けた112団体（152万世帯）の早期給付に貢献しました。

※生活支援記録法 F - S O A I Pとは

福祉・介護・保健医療分野の共通言語となることを目的として開発された経過記録のための手法です。必要な情報を項目形式で記録に残すため表現の標準化が可能で、効率的かつ的確な経過記録ができるほか関係者間の情報共有も容易になると注目されています。

(2) 行政サービス・デジタル化への対応

当社では、「T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システム」や、この仕組みを利用した「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」などを〈行政サービス・デジタル化支援ソリューション〉と位置付け、機能強化および商品ラインアップの拡充に取り組んでいます。

証明書コンビニ交付システムでは、当社システムを利用してコンビニ交付サービスを順次スタートする神奈川県町村情報システム共同事業組合（管理者：湯川裕司山北町長）9町の導入準備、および円滑なシステム運用を支援しました。

また、かんたん窓口システムでは、奈良県奈良市が実施する「ICTを活用した窓口改善（スマート窓口）の実証実験」（実施期間：令和元年11月～令和2年9月予定）へ参加し、新たなスマート窓口システムの研究・開発へ取り組みました。

さらに、当期においては、かねてより開発を進めてきた以下のシステムを新たに提供しました。

1) 「TASKクラウド マイナンバーカード交付予約・管理システム」（令和2年5月提供開始）

ファーストユーザー 茨城県五霞町

2) 「TASKクラウド スマート申請システム」（令和2年8月提供開始）

ファーストユーザー 大阪府大阪市

そのほか、各種システムの機能強化および積極的な提案活動に取り組んだ結果、令和2年9月末日現在で、コンビニ交付システムは神戸市や北九州市などの政令指定都市を含め130を超える団体に、また、かんたん窓口システムは約10団体に、マイナンバーカード交付予約・管理システムは20を超える団体に、それぞれ採用されています。

(3) 地方税税務手続きのデジタル化への対応

地方共同法人地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するeLTAx（地方税ポータルシステム）の審査システム等の標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を結ぶ50社のパートナー企業とともに提案活動を展開しています。その結果、「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和2年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約780団体に採用されています。

当期においては、地方税共通納税システムの開始に伴う関連システムの機能強化・拡充に取り組むほか、当社独自サービスであるデータ連携サービスの積極的な提案活動に取り組みました。

(4) 地方公会計の統一的な基準への対応

市区町村においては、地方公会計の取り組みの一層の推進とともに、財務書類等の作成業務の効率化により財務分析などの活用に注力することが求められています。令和2年3月に総務省が公表した『地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書』では、「財務会計システムと一体的な地方公会計システムを導入し、あらかじめ歳出科目と勘定科目の紐付けを行うことや、予算執行時に自動的に仕訳変換をする仕組みを構築することにより、日々仕訳の円滑な導入や期末一括仕訳における確認作業の軽減も可能になると考えられます。

また、公有財産台帳と固定資産台帳のデータを連携・統合することにより、各台帳への登録業務を効率化することが可能になると考えられる」として、システム更新等のタイミングで「財務会計システムと一体的な地方公会計システム」と「日々仕訳」の導入を検討するよう促しています。

当社では、国が推奨する日々仕訳方式に対応した財務会計システムと一体的な地方公会計システムとして「T A S Kクラウド公会計システム」と、その関連システムとして「T A S Kクラウド固定資産管理システム」「T A S Kクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当期においては、鹿児島県町村会・熊本県町村会・長崎県市町村行政振興協議会・京都府自治体情報化推進協議会に参加する全51団体（7市26町4村、14一部事務組合等）をはじめ、多くの団体から新規に受注し、それらの円滑なシステムの立ち上げ・運用を支援しました。

また、地方公会計情報の〈見える化〉と〈活用〉を支援する各種機能の開発・強化に取り組んだほか、積極的な提案活動を展開しました。その結果、公会計システムは令和2年9月末日現在で270を超える団体に採用されています。

(5) 次世代製品の研究・開発

コロナウイルスの感染拡大を機に行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが浮き彫りとなったことを受けて、『経済財政運営と改革の基本方針2020』（令和2年7月閣議決定）ではデジタル・ガバメントの構築を“一丁目一番地”の最優先課題と位置付け、行政手続きのオンライン化やワンストップ・ワンスオンリー化などデジタル化を加速することとされました。加えて、同方針ではマイナンバー制度および国・地方を通じたデジタル基盤の構築に向け、地方自治体の業務システムの早急な統一・標準化を進めることが強調されています。このような現状を踏まえ、市区町村における行政サービス・デジタル化の取り組みにも一層拍車がかかっています。

当社では、こうした顧客を取り巻く環境変化に対応するため、新製品の企画・開発を加速するとともに、最新情報の収集・発信など顧客サポートの強化に努めています。

当期においては〈行政サービス・デジタル化〉や〈業務システムの標準化〉などに関する情報収集・発信を行うとともに、先進団体との実証事業などを通じてポストコロナ時代の“新たな日常”を支える次世代ソリューションの調査・研究、開発に取り組みました。

6. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データ・プリント・サービス（D P S）事業およびビジネスフォーム印刷を基軸に事業展開しています。

D P S分野では、地方公共団体などからの通知書関連業務の受注増があったものの、コロナウイルスの影響から、民間企業の需要が急激に減速、DM等の受注が減少したことにより、売上高は前期比5.6%減となりました。

ビジネスフォーム印刷分野では、ビジネス帳票の需要減退、またコロナウイルスの影響で、物流が停滞し、ビジネス帳票の利用が減少したことから、売上高は前期比7.8%減となりました。

商業美術印刷分野（カタログ、チラシ、ページ物、書籍等）では、電子データによる閲覧等の進展により、紙媒体の需要が減少、またコロナウイルスの影響から、イベント等の中止や延期が相次いだため、冊子、チラシ、書籍等の受注が大幅に減少した結果、売上高は前期比27.9%減となりました。

1-2. 対処すべき課題

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号平成30年3月30日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日）を、令和2年10月1日から開始する事業年度（第55期）において早期適用することにしました。

これは、当社が「収益認識に関する会計基準」（以下、収益認識基準）を適用する過程で得たノウハウを取りまとめ、上場企業向けコンサルティング・サービスとして提供することを目的としています。

当社グループが収益認識基準を適用する場合、売上高の計上プロセスにおいて、①契約時に一括して収益を計上していた一部の製品について、その収益を契約期間にわたって按分する会計処理への変更（履行義務充足時期の変更）や、②他社から仕入れて販売していた製品について、その取引金額から原価を差し引いた金額を収益として認識（本人と代理人の区分変更）する会計処理への変更が必要になります。

これにより、当社グループの第55期連結業績の見通しは、収益認識基準適用前の売上高として69,000百万円、収益認識基準適用後の売上高は66,000百万円を予想しており、収益認識基準の影響は、3,000百万円と見込んでおります。また、営業利益は11,400百万円、経常利益は11,700百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は7,850百万円を見込んでいます。

各部門の対処すべき課題は次のとおりです。

1. 会計事務所事業部門の対処すべき課題

会計事務所事業部門では、会計事務所とその関与先企業の発展に貢献することが最も重要な経営課題であると捉え、今後もTKC全国会の諸活動との密接な連携を図るとともに、TKC会員の活動を支えるシステムやサービスの開発・提供を通じて、その活動を支援してまいります。

(1) システムの競争力の強化

当社では、以下の取り組みを通じてシステムの競争力の強化を図り、優位性を訴求することで他社との差別化に努めます。

- ① 当社システムの「強み」は税務と会計の一气通貫にあります。その特長は、財務会計システムにおいて法令および会計基準への完全準拠性を堅持しながら、これと関連する税務情報システムと完全連動させ、会計・税務・電子申告の一气通貫を実現していることです。今後も、法令改正や制度変更迅速・的確に対応し、こうした強みを強化します。
- ② 当社システムの最大の特長は、単にシステムやサービスの提供にとどまらず、税務と会計の実務に精通したTKC会員がシステムの導入から運用まで、きめ細かなサポートを行い企業の適法・適正な税務と会計の処理を支援していることにあります。当社では、こうしたTKC会員の業務品質のさらなる高付加価値化を支援するため、会員への支援体制の強化を図ります。

(2) 自計化推進活動

当社では、TKC全国会の戦略目標達成を支援するため、企業経営者の迅速な意思決定を支援する機能を強化・拡充するとともに、会計データの改ざんを可能とする遡及的な加除・訂正の会計処理ができないシステムの強みを生かした提案活動を展開します。

(3) TKC会員事務所1万超事務所の達成の支援

TKC全国会が掲げるTKC会員事務所1万超事務所の達成に向けて、TKC会員と連携した会員導入活動へ取り組み、TKC全国会の戦略目標の達成に貢献します。

(4) TKCローライブラリーの利用拡大

「TKCローライブラリー」を構成する「LEX/DBインターネット」「出版社データベース」の機能強化と収録内容の拡充をさらに進め、利用者の利便性を高めます。それにより競合他社のサービスとの差別化を図り、法律事務所におけるさらなる利用拡大を目指します。

2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

当社では、地方公共団体における「スマート自治体」や「行政サービス・デジタル化」の実現、および「行財政改革」を支援するため、今後も最新のICTを活用した革新的な製品やサービスの開発・提供を通じて「行政効率の向上」と「住民の利便性向上」を支援することが重要な経営課題であると捉え、以下の五つの重点活動に取り組みます。

- ① 基幹系業務システムの新たな顧客市区町村の拡大を図り、自治体クラウドの一層推進により行政サービス・デジタル化の推進と「コスト・ミニマム」の実現を支援します。
- ② 財務データ等の多面的な活用により行政効率を分析できるシステムを提供することで、公会計情報を活用した「根拠に基づく行政経営・政策形成（EBPM）」の実現を支援します。
- ③ eLTAx関連サービスの普及拡大を図り、税務手続きのデジタル化による利用者（行政と住民）の利便性向上を支援します。
- ④ 利用者の視点から新しい「行政サービス・デジタル化支援ソリューション」の開発・提供に取り組みます。
- ⑤ 地方公共団体向けサービスを本業とする地域ベンダーとのソフトウェア製品相互供給関係を築くことにより、販売エリアの拡大とサービスの多重化を実現するアライアンス戦略を推進します。

3. 印刷事業部門の対処すべき課題

当グループの印刷事業部門では、データ・プリント・サービス（D P S）およびビジネス・プロセス・アウトソーシング（B P O）を主体とした拡販のため次のとおり取り組みます。

- ① 既存顧客のシェアアップ、および新規顧客の開拓のため、データプリントサービス関連商品の販売体制を強化します。
- ② 関西工場及び関西営業所の本格的稼働により、関西以西の西日本エリアの営業拡販につなげます。
- ③ アナログとデジタルを融合した印刷技術を顧客に提案し、その顧客のダイレクトコミュニケーションへ貢献します。
- ④ コロナウイルスの影響により、顧客のアウトソーシング化が加速すると考えられ、B P Oの受注では高品質かつ、コストの最小化、情報セキュリティリスクの低減など顧客の経営効率化に寄与します。
- ⑤ 拡充したD P S 専門工場の生産環境の一層の整備により、品質力の強化と生産力の増強を図ります。
- ⑥ 顧客ニーズへの対応、他社との差別化による提案型の営業展開、生産コスト削減のため新技術開発へ継続して取り組みます。
- ⑦ 品質の向上と安定・維持、また品質障害防止のため、全商品の工程ごとの品質チェック体制を強化します。
- ⑧ 封筒製造の設備を新規導入し、さらなる内製化により外注比率を下げ、コスト削減を図ります。
- ⑨ 顧客や取引先等からの信頼獲得、および政府が進めるマイナンバーカードの普及促進に合わせ、マイナンバーの管理については「プライバシーマーク」「ISMS」に基づいた情報セキュリティ体制を一層強化します。
- ⑩ 「ISO14001」取得の環境配慮型企业として、損紙の削減を図るとともに、生産性の向上と効率化によりエネルギー消費量の削減をさらに進めます。

4. 全社の対処すべき課題

（1）法令を完全に遵守したシステムの提供

当社は、関連法令に完全に準拠し最新のICTを活用して開発したシステムを提供することによって、会計事務所および地方公共団体の業務を支援しています。このため、当社においては引き続き法令の改正に迅速に対応できるよう、システム開発体制をより強化していきます。

(2) グループ・ガバナンス・システムの確立

金融商品取引法への対応を含め、会社法で求められる内部統制システムを整備するとともに、企業経営理念、各種会議体、諸規定を体系的にまとめ、グループ・ガバナンス・システムの向上に取り組めます。

特に、令和元年6月に経済産業省が策定した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に対応したグループ・ガバナンス体制を構築し運用開始しております。

(3) 働きがいのある組織風土の醸成

当社は、個人とチームワークを尊重した職場づくりに努めるとともに、当社の経営理念である「顧客への貢献」の実現のため従業員の能力開発の支援、「働きがいのある組織風土」の醸成に取り組めます。

(4) 業務継続性の確保

大規模な自然災害など不測の事態が発生した場合には、全ての顧客が業務の継続あるいは早期再開ができるよう、引き続き既存サービスの強化・拡充に取り組めます。

(5) システム障害時の迅速な対応

万一にも当社システムに障害が発生した場合は、迅速に、すべてのユーザーに対してその影響度を調査し、結果を報告するとともに、被災ユーザーの100パーセントを救援する体制を整えるべく努力しています。

(6) 情報セキュリティに対する取り組み

当社グループは、会計事務所とその関与先企業、並びに地方公共団体に対して、常に最新のICTの活用による各種情報サービスを提供しています。情報セキュリティの確保は当社の事業活動の重要課題であり社会的責務と考えています。

こうした認識の下、当社グループでは顧客が当社のクラウドサービスを安心して利用いただける技術的環境を整備するために、情報セキュリティマネジメントシステム認証「ISO/IEC27001」、個人情報保護マネジメントシステム「JIS Q 15001」（プライバシーマーク）などの第三者認証を取得しています。

また、TKCインターネット・サービスセンター（TISC）では、これらに加えて平成27年10月12日にクラウド環境における個人情報保護認証「ISO/IEC27018」を、平成29年6月19日にはISMSクラウドサービスセキュリティ認証「ISO/IEC27017」を取得しています。

当社では、引き続き顧客が“安全・安心・便利”にクラウドサービスを利用できる環境の整備に努めてまいります。

1-3. 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

令和2年3月2日に当社連結子会社である株式会社TLPの株式を追加取得し、完全子会社としました。

1-4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 平成29年9月期	第 52 期 平成30年9月期	第 53 期 令和元年9月期	第 54 期 令和2年9月期
売上高	59,705百万円	61,621百万円	66,120百万円	67,814百万円
経常利益	8,792百万円	8,961百万円	9,669百万円	11,685百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,071百万円	6,158百万円	6,721百万円	7,821百万円
1株当たり利益	229円13銭	233円46銭	255円52銭	297円63銭
総資産	85,428百万円	90,202百万円	96,989百万円	97,671百万円
純資産	68,892百万円	72,550百万円	73,121百万円	77,075百万円

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 平成29年9月期	第 52 期 平成30年9月期	第 53 期 令和元年9月期	第 54 期 令和2年9月期
売上高	55,175百万円	56,769百万円	60,897百万円	63,070百万円
経常利益	8,473百万円	8,577百万円	8,972百万円	11,107百万円
当期純利益	5,900百万円	5,959百万円	6,262百万円	7,472百万円
1株当たり利益	222円67銭	225円92銭	238円07銭	284円36銭
総資産	79,034百万円	82,737百万円	88,192百万円	89,767百万円
純資産	65,466百万円	68,863百万円	70,622百万円	74,714百万円

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

1-5. 重要な親会社及び子会社の状況（令和2年9月30日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 T L P	100百万円	100%	印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売
T K C 保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・宮繕及び清掃業務
株式会社 スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売
T K C カスタマーサポートサービス株式会社	25百万円	100%	ヘルプデスクサービス業務
株式会社 T K C 出版	83百万円	100%	税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作

（注）株式会社 T L P は、23頁「1-3. ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況」に記載のとおり、株式追加取得により100%子会社となりました。

③ 企業結合の成果

1. 当社の連結子会社は、上記の子会社の5社であります。
2. 当期の売上高は67,814百万円（前期比2.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,821百万円（前期比16.4%増）であります。

1-6. 主要な借入先及び借入額（令和2年9月30日現在）

該当事項はありません。

1-7. 主要な事業内容（令和2年9月30日現在）

事業内容	主要サービス・商品	売上高率
情報処理サービス	1. TKC統合情報センターによるコンピューター・サービス ① 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス ② データストレージ・サービス ③ ダウンロード・サービス 2. TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピューター・サービス ① インターネット・サービス ② イントラネット・サービス ③ クラウド・コンピューティング・サービス ④ データベース・サービス ⑤ データストレージ・サービス ⑥ データバックアップ・サービス ⑦ データセキュリティー・サービス	36.1%
ソフトウェア及びコンサルティング・サービス	1. 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス 2. 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発・提供 3. TKC税務研究所における事例研究と情報提供サービス 4. データセキュリティー体制の構築支援のための保守サービス 5. ユーザーに対する総合的な教育研修サービス	44.6%
事務代行及び仲介サービス	1. 生命保険会社を対象とした関与先企業の保険契約者の保険料の集金事務代行を含む団体事務受託業務 2. 損害保険代理業 3. 会計事務所及びその関与先企業への業務・商品の仲介業務	7.7%
オフィス機器販売	当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売	6.7%
サプライ販売	TKCコンピューター会計システムの利用に伴う事務用品等の販売	4.9%

1-8. 主要な営業所（令和2年9月30日現在）

栃木本社（本店）		栃木県宇都宮市
東京本社		東京都新宿区
システム開発研究所		栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター		栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（9拠点）	北海道	北海道札幌市
	東北	宮城県仙台市
	栃木	栃木県宇都宮市
	東京	東京都練馬区
	中部	愛知県春日井市
	関西	大阪府茨木市
	中四国	岡山県岡山市
	九州	福岡県古賀市
	沖縄	沖縄県那覇市
統括センター（7拠点）	北日本	宮城県仙台市
	関東信越	埼玉県さいたま市
	首都圏	東京都新宿区
	東海北陸	愛知県名古屋市
	近畿	大阪府大阪市
	中四国	岡山県岡山市
	九州	福岡県福岡市
SCGサービスセンター（56拠点）		
地方公共団体事業部地域営業所（13拠点）		
サプライ事業部支社（2拠点）		

1-9. 使用人の状況（令和2年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人の数	前連結会計年度末比増減
2,770名	69名増

（注）使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,312名	24名増	39歳8か月	16年4か月

（注）使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (令和2年9月30日現在)

2-1. 発行可能株式総数	60,000,000株
2-2. 発行済株式の総数	26,731,033株
2-3. 株主数	9,875名
2-4. 上位10名の株主	

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人飯塚毅育英会	37,530百株	14.2%
大同生命保険株式会社	25,690百株	9.7%
公益財団法人租税資料館	15,465百株	5.8%
T K C 社員持株会	15,126百株	5.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,809百株	5.2%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,896百株	3.7%
飯塚真玄	8,098百株	3.1%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,703百株	2.9%
東京海上日動火災保険株式会社	6,664百株	2.5%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	6,040百株	2.3%

- (注) 1. 当社は、自己株式263,615株を保有しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の計算にあたり控除する自己株式には役員報酬BIP信託が所有する当社株式189,700株は含めておりません。

2-5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

3-1. 当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

3-2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3-3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況（令和2年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	すみ かず ゆき 角 一 幸		株式会社スカイコム代表取締役会長 T K C 保安サービス株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	いい づか まさ のり 飯 塚 真 規	社長執行役員 会計事務所事業部長	T K C カスタマーサポートサービス株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	いわ た ひとし 岩 田 仁	副社長執行役員	T K C 金融保証株式会社代表取締役副会長 一般社団法人 T K C 企業共済会 代表理事副理事長
取 締 役	い と う まこと 伊 藤 誠	常務執行役員 税務研究所長	
取 締 役	ゆ ざ わ まさ お 湯 澤 正 夫	常務執行役員 地方公共団体事業部長	
取 締 役	い が ら し や す お 五 十 嵐 康 生	常務執行役員 会計事務所事業部システム開発 研究所長	
取 締 役	ひ た か さとし 飛 鷹 聡	常務執行役員 地方公共団体事業部営業本部長	
取 締 役	かり や たけ ひろ 刈 屋 武 宏	執行役員 システムエンジニアリングセン ター長	
取 締 役	た ぐ ち みさお 田 口 操		税理士法人田口パートナーズ会 計代表社員
取 締 役	おし だ よし まさ 押 田 吉 真		税理士法人押田会計事務所代表 社員
取 締 役	いい じま じゅん こ 飯 島 純 子		東京虎ノ門法律事務所パートナ ー弁護士
常 勤 監 査 役	みや し た つね お 宮 下 恒 夫		T K C 保安サービス株式会社監 査役 T K C カスタマーサポートサー ビス株式会社監査役
常 勤 監 査 役	なか に し きよ つぐ 中 西 清 嗣		
監 査 役	とも な が ひで き 朝 長 英 樹		税理士法人朝長英樹税理士事務所 代表社員 日本税制研究所代表理事
監 査 役	たか し ま よし き 高 島 良 樹		柴田・山口・高島法律事務所パ ートナー弁護士 株式会社 T L P 監査役 T K C 金融保証株式会社監査役 一般社団法人 T K C 企業共済会 監事

- (注) 1. 取締役田口操氏、取締役押田吉真氏および取締役飯島純子氏は、社外取締役であります。
2. 飯島純子氏は、婚姻により澤田姓となりましたが、旧姓の飯島で業務を執行しております。
3. 監査役朝長英樹氏および監査役高島良樹氏は、社外監査役であります。
4. 監査役朝長英樹氏は税理士の資格を有しており、また監査役高島良樹氏は、弁護士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役田口操氏、取締役押田吉真氏および取締役飯島純子氏ならびに監査役朝長英樹氏および高島良樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 取締役飯島純子氏は、令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会において、選任され同日付で就任いたしました。
 - ② 監査役朝長英樹氏は、令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会において、選任され同日付で就任いたしました。
 - ③ 監査役松本憲二氏は、令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

4-2. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、各社外取締役及び各社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

4-3. 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

4-4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 （社外取締役を除く。）	8名	278百万円
監 （社外監査役を除く。）	2名	32百万円
社 外 取 締 役	3名	27百万円
社 外 監 査 役	3名	21百万円
合 計	16名	360百万円

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は11名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。上記の監査役の支給人員と相違する理由は、令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名（うち社外監査役1名）が含まれていることによります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額480百万円と決議いただいております。なお、取締役の報酬額は、上記の総額の範囲内で、業績に連動させて決定しております。また、別枠で、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において、株式報酬制度（役員報酬B I P信託）の限度額として、3事業年度を対象として500百万円と決議いただいております。
- なお、当初の対象期間においては、上記の金額を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、取締役等（ストックオプション付与後に取締役等を退任し使用人となった者を含む。）に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として970百万円を上限とする決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額80百万円と決議いただいております。また、別枠で、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において、株式報酬制度（役員報酬B I P信託）の限度額として、3事業年度を対象として72百万円と決議いただいております。なお、当初の対象期間においては、上記の金額を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、監査役に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として7百万円を上限とする決議をいただいております。
4. 上記報酬等の総額には、社外取締役を除く取締役8名に付与した株式報酬制度（役員報酬B I P信託）による報酬額23百万円が含まれております。なお、令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会決議により、取締役執行役員の株式報酬を業績連動報酬とすることとしております。また、監査役については、監査役会からの申し出により、取締役会決議に基づき、ポイントは付与しておりません。

4-5. その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

4-6. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者又は社外役員等の重要な兼職に関する事項

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取 締 役	田 口 操	税理士法人田口パートナーズ会計	代表社員
取 締 役	押 田 吉 真	税理士法人押田会計事務所	代表社員
取 締 役	飯 島 純 子	東京虎ノ門法律事務所	パートナー弁護士
監 査 役	朝 長 英 樹	税理士法人朝長英樹税理士事務所 日本税制研究所	代表社員 代表理事
監 査 役	高 島 良 樹	柴田・山口・高島法律事務所 株式会社T L P T K C金融保証株式会社 一般社団法人T K C企業共済会	パートナー弁護士 監査役 監査役 監事

- (注) 1. 当社と税理士法人田口パートナーズ会計との間には開示すべき重要な取引はございません。
 2. 当社と税理士法人押田会計事務所との間には開示すべき重要な取引はございません。
 3. 当社と東京虎ノ門法律事務所との間には開示すべき重要な取引はございません。
 4. 当社と税理士法人朝長英樹税理士事務所及び日本税制研究所との間には開示すべき重要な取引はございません。
 5. 当社と柴田・山口・高島法律事務所、株式会社T L P、T K C金融保証株式会社及び一般社団法人T K C企業共済会との間には開示すべき重要な取引はございません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 各社外役員の主な活動状況

1) 取締役会及び監査役会への出席状況

地 位	氏 名	取締役会 (14回開催)		監査役会 (7回開催)	
		出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取 締 役	田 口 操	13回	92.9%	—	—
取 締 役	押 田 吉 真	13回	92.9%	—	—
取 締 役	飯 島 純 子	10回	100.0%	—	—
監 査 役	朝 長 英 樹	10回	100.0%	5回	100.0%
監 査 役	高 島 良 樹	11回	78.6%	7回	100.0%

- (注) 1. 取締役飯島純子氏は、令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会において、選任され同日付で就任いたしました。就任日の令和元年12月20日から令和2年9月30日までの間における取締役会開催回数は10回です。
2. 監査役朝長英樹氏は、令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会において、選任され同日付で就任いたしました。就任日の令和元年12月20日から令和2年9月30日までの間における取締役会開催回数は10回、監査役会の開催回数は5回です。

2) 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役田口操氏、取締役押田吉真氏及び取締役飯島純子氏は、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための発言を行っております。

なお、取締役飯島純子氏は、指名・報酬諮問委員会の委員長としてコーポレート・ガバナンスに関する発言を行っております。

監査役朝長英樹氏及び監査役高島良樹氏は、主にコンプライアンス及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。また、両氏は監査役会において主に法令・定款等の遵守状況に関し、監査役朝長英樹氏は当社の税務コンプライアンスについて、また監査役高島良樹氏は法令全般のコンプライアンスについて、それぞれ専門的見地からの発言を行っております。

④ 親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 名称

EY新日本有限責任監査法人

5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

5-3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

5-4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

5-5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

5-6. 当事業年度に係る報酬等の額 43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、「会計監査人との連携に関する実務指針」(平成30年8月17日 公益社団法人日本監査役協会)を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に従い同意しております。

5-7. 非監査業務の内容

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書（日本公認会計士協会 平成23年12月22日）」に基づいて、当社のASPサービス業務に係る内部統制に関する保証業務を委託しております。なお、その対価として100万円を支払っております。

5-8. 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

54百万円

5-9. 解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第5項に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は、次のとおりであります。

【1】当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針

(会社法第362条第4項第6号前段関連)

- ① 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を遵守すると共に、当社の定款第2条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。
- ② 取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行すると共に、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。
- ③ 取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けると共に、その顛末を取締役会に報告しなければならない。
- ④ 取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。
- ⑤ 取締役は、取締役会に出席する前に、次回取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。
- ⑥ 取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べると共に、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについ

て率直に問題提起し、取締役会において事前にその対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。

- ⑦ 取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録とともに、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。
- ⑧ 取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。
- ⑨ 取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。
- ⑩ 取締役は、会社の最高幹部として、『T K C企業行動憲章2006』の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚すると共に、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除すると共に、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。
- ⑪ 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底すると共に、係る情報をT K Cグループ内で共有し、対応に関する体制を整備する。また、警察等の外部専門機関、法律顧問弁護士との間で緊密な連携を取る。

【2】会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針

(会社法第362条第4項第6号後段関連)

(1) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

(会社法施行規則第100条第1項第1号関連)

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ② 取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（【1】⑦）のとおり「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ③ 取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づ

いて保存及び管理を行う。

- ④ 前3項以外の取締役職務情報は、次の3つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
 - 1. 取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料。
 - 2. 取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料。
 - 3. その他取締役の職務の執行に関する重要な情報。
- ⑤ 前4項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

(2) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号関連)

(2-1) 戦略リスクの管理に関する規定

- ① 戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避する」こと、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。
- ② すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適な基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。
- ③ 社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けた時は、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断した時は、その旨を取締役に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を発表せしめなければならない。
 - 1. 当社の経営理念への準拠性
 - 2. コンプライアンス
 - 3. 期待される顧客のビジネスへの貢献度
 - 4. 予想される顧客からの評価
 - 5. 技術的な実行可能性
 - 6. 必要となる資金とコスト

7. その他、業務提携先との信義則等

- ④ 株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、「指名・報酬諮問委員会規定」に基づくものとする。独立社外役員等を委員長とする指名・報酬諮問委員会において、取締役の選解任基準に基づいて審議決定し、これを取締役会に答申するものとする。取締役会は、指名・報酬諮問委員会から答申された内容について、審議・決定するものとする。

(2-2) オペレーション・リスクの管理に関する規定

(2-2-1) 全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- ① オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の2つに分けて管理するものとする。
1. 全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）
 2. 特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）
- なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。
- ② 取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。
1. 緊急度の高いもの。
 2. コンプライアンスに関するもの。
 3. 当社の守秘義務に関するもの。
 4. 資産の保全と会計に関するもの。
 5. 業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの。
 6. 職場環境と労務管理に関するもの。
 7. その他必要と認めるもの。
- ③ 担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。
- ④ 担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。

- ⑤ 担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- ⑥ 担当取締役は、前項の措置を完了してから1か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、2か月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。
- ⑦ すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の遵守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。
- ⑧ 担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。

(2-2-2) 特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- ① 特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要性がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに関係する部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。
 - 1. システム開発研究所業務改善委員会
 - 2. 自治体システム開発部門業務改善委員会
 - 3. 統合情報センター業務改善委員会
 - 4. S C Gサービスセンター業務改善委員会
 - 5. 自治体営業部門業務改善委員会
 - 6. サプライ事業部業務改善委員会
 - 7. 東京本社業務改善委員会
 - 8. 人事給与制度改善委員会
 - 9. リスク管理委員会
 - 10. その他取締役会が新設すべきと決定した委員会
- ② 前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。
- ③ 委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、(2-2-1)に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

(2-2-3) ハザード・リスクその他の管理に関する規定

- ① 大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。
- ② 法令等に抵触する虞のある事案が発生した時は、法務担当取締役の責任のもと、総務本部を統括部署として、その対応を図るものとする。なお、法令遵守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。

(3) 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第3号関連)

- ① 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月10日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催される。
- ② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
- ③ 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。
- ④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
- ⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。
- ⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。

- ⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

**(4) 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第4号関連)**

- ① 従業員による法令等の遵守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成すると共に、その内容について取締役会の承認を得てのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。
- ② 内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
- ③ 内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
- ④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。
- ⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。
- ⑥ 万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部或いは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号関連)

(イ) 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号イ関連)

- ① 当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約を締結すると共に、内部監査部が監査を実施する。
- ② 内部監査部は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び関係部門の長に報告される体制を構築する。
- ③ 当社と子会社等との間における不適切な取引（会社経費による個人的接待を含む）又は会計処理を防止するため、内部監査部は、定期的に子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。
- ④ 当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えると共に、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見通し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。

(ロ) 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ロ関連)

別に定める「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」並びにその他社内規定に基づき、企業活動に影響を及ぼす虞のあるリスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止及び緊急事態発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。

(ハ) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ関連)

- ① 子会社等の取締役会（以下この項において「取締役会」という。）は、定例取締役会を原則として毎月所定の日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の承認及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催する。
- ② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、子会社等の社長（以下この項、次項において「社長」という。）から子会社等の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略

的合理性について審議する。

- ③ 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。
- ④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
- ⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整する。
- ⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員又は管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
- ⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

(二) 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号二関連)

- ① 子会社等の取締役等及び使用人（以下この項において「取締役等及び使用人」という。）による法令等の遵守を徹底するため、社長に直属する内部監査を担当する部門において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」を作成する。
- ② 内部監査を担当する部門の企画に基づき、すべての取締役等及び使用人に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的に実施し、その理解の徹底を図る。
- ③ 内部監査を担当する部門が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
- ④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。

- ⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内パソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。
- ⑥ 万一、取締役等及び使用人が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査を担当する部門或いは最初にその情報を認知した取締役等及び使用人から、社長に緊急通報する体制を構築する。

**(6) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号関連)**

- ① 監査役職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、専任の従業員を1名以上配置することとする。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役会の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

**(7) 監査役職務を補助すべき使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号関連)**

- ① 監査役職務を補助すべき従業員の任命、異動、考課、懲戒については、事前に監査役会の同意を得て行うものとする。
- ② 監査役職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとする。
- ③ 監査役職務を補助すべき従業員による必要な調査、情報収集のため、執行側各部門にあっては協力的体制を敷くこと、また必要な会議等への出席を認めることとする。

(8) 当該監査役設置会社の監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第3号関連)

監査役職務を補助する従業員は、監査役に対して監査役の指揮命令に基づく職務遂行状況を適宜報告する。

(9-1) 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号関連)

(イ) 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号イ関連)

- ① 当社のすべての取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
 1. 当社のリスク管理体制に係る部門の活動状況
 2. 当社の子会社等の監査及び内部監査に係る活動状況
 3. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 4. 当社単独及び連結ベースの最新業績及び業績見込の発表内容及び重要開示書類の内容
 5. 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③ 取締役及び従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。
- ④ 監査役は、すべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることを期待される。

(ロ) 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ関連)

- ① 子会社等のすべての取締役及び監査役並びに従業員は、当社監査役会の定めるところに従い、当社各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
 1. 子会社等のリスク管理体制に係る部門の活動状況
 2. 子会社等の監査役監査に係る活動状況
 3. 子会社等の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 4. 子会社等の社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③ 子会社等の取締役及び監査役並びに従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、当社監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。
- ④ 当社監査役は、子会社等のすべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることを期待される。

(9-2) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第5号関連)

当社及び子会社等は、前号に関する事項の報告者が当社の監査役会に報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。

(9-3) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続
その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号関連)

当社は、監査役の職務の執行が十二分に実現達成することができるよう、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理を、十二分に負担する。

- ① 通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査役会の監査計画に応じて、該当事業年度に予算化する。
- ② その他、緊急時の監査費用、有事における監査費用について、監査役会が事前に想定し、その方針を決定することとする。なお、取締役会は、監査役会から通知された当該決定方針に基づく措置を、事業年度予算の執行状況を踏まえて審議検討のうえ、執行する。

(10) その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第7号関連)

- ① 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、これを修正又は変更すべきと判断したときは、社長に対してその旨を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- ② 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、社長に対して追加監査の実施及び業務改善策の策定等を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- ③ 監査役は、会計監査人から事前に会計監査計画の説明を受け、四半期決算会計監査及び本決算会計監査の都度、監査の方法並びに監査結果の報告を受け、意見交換を行うものとする。
- ④ 当社の監査体制とリスク管理体制との調整を図ることにより、監査体制の実効性を高めることを目的として、法務担当取締役を責任者とし、同取締役及び各監査役が指名する次長職以上の管理職者及び内部監査部部長を委員とする監査体制強化委員会を設置し、今後、当社が構築すべき監査体制に関する報告書を作成し、これを取締役会に提出することを期待する。

7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

(1) 当社のリスク管理体制

当社では、「オペレーション・リスク管理規定」に従って、当社に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っています。

(2) 当期における主な会議の開催状況

- ① 取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるための社外取締役、社外監査役の出席状況は、34頁の「4-6. ③ 各社外役員の主な活動状況 1) 取締役会及び監査役会への出席状況」のとおりです。
- ② 監査役会は7回開催されました。その他、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会、および特定部門に固有のオペレーション・リスクを管理するための業務改善委員会を定期的に開催しています。

(3) 内部監査の実施

当期における当社グループの主な取り組みとしては、内部監査基本計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施しました。

(4) 従業員教育の実施状況

当社は従業員による法令等の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規定」および「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、毎年、すべての従業員に対して教育研修を定期的に実施しています。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針に関する事項

当社は、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けておりませんので、該当事項はありません。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 百分率は小数第2位を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(令和2年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	30,790	流 動 負 債	12,659
現金及び預金	22,508	買掛金	2,058
売掛金	6,308	リース負債	432
リース投資資産	432	未払金	2,051
商仕掛	57	未払法人税等	2,506
原材料及び貯蔵品	281	未払事業所税	54
前払費用	141	未払消費税	1,356
未収入金	537	前受金	516
その他の金	203	預賞金	327
貸倒引当金	338	賞与引当金	3,300
	△19	備前金	45
固 定 資 産	58,977	その他の金	10
有 形 固 定 資 産	15,481	固 定 負 債	2,393
建物	6,849	リース負債	889
構築物	187	退職給付引当金	517
車両運搬具	28	株式給付引当金	599
工具、器具及び備品	1,779	その他の	387
土地	6,636	負債合計	15,052
無 形 固 定 資 産	3,031	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,647	株 主 資 本	75,274
ソフトウェア仮勘定	361	資本金	5,700
電話加入権	22	資本剰余金	5,711
その他の資産	0	資本準備金	5,409
投 資 そ の 他 の 資 産	40,464	その他の資本剰余金	302
投資有価証券	15,940	利益剰余金	65,523
関係会社株	1,389	利益準備金	688
出資	0	その他の利益剰余金	64,835
長期貸付金	163	別途積立金	58,757
長期前払費用	110	繰越利益剰余金	6,077
繰延税金資産	6,068	自己株式	△1,660
長期預金	14,500	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△560
差入保証金	1,340	その他の有価証券評価差額金	△560
長期リース投資資産	889	純資産合計	74,714
その他の	62	負債及び純資産合計	89,767
資産合計	89,767		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	63,070
売上原価	20,097
売上総利益	42,973
販売費及び一般管理費	32,181
営業利益	10,791
営業外収益	
受取利息	36
受取配当金	156
受取地代家賃	155
助成金収入	15
その他	57
営業外費用	
賃料原価	106
その他	0
経常利益	11,107
特別利益	
固定資産売却益	2
特別損失	
固定資産除却損	36
その他	0
税引前当期純利益	11,073
法人税、住民税及び事業税	3,804
法人税等調整額	△203
当期純利益	7,472

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	5,700	5,409	302	5,711	688	55,457	4,816	60,962	△1,630	70,744
当期変動額										
別途積立金の積立						3,300	△3,300	-		-
剰余金の配当							△2,911	△2,911		△2,911
当期純利益							7,472	7,472		7,472
自己株式の取得									△34	△34
自己株式の処分			0	0					3	3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	0	0	-	3,300	1,261	4,561	△30	4,530
当期末残高	5,700	5,409	302	5,711	688	58,757	6,077	65,523	△1,660	75,274

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	△121	△121	70,622
当期変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△2,911
当期純利益			7,472
自己株式の取得			△34
自己株式の処分			3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△438	△438	△438
当期変動額合計	△438	△438	4,092
当期末残高	△560	△560	74,714

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式
移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品・原材料
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
 - ① ソフトウエア
 - 1) 市場販売目的のソフトウエア
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
 - 2) 自社利用のソフトウエア
社内における利用可能期間を5年とする定額法

- ② その他
定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬B I P信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア(ソフトウェアの開発契約)に係る収益及び売上原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト………工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

- (2) その他のプロジェクト………工事完成基準

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- (2) 連結納税制度を適用しております。

II 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記していた「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

III 追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	16,410百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
(1) 関係会社に対する短期金銭債権	204百万円
(2) 関係会社に対する長期金銭債権	163百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	442百万円

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	59百万円
(2) 仕入高	2,937百万円
(3) 営業費用	2,426百万円
(4) 営業取引以外	141百万円

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	普通株式	453,315株
------------------	------	----------

Ⅶ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア制作費等	2,415百万円
賞与引当金	1,006百万円
退職給付引当金	157百万円
退職給付信託	1,558百万円
未払事業税	150百万円
投資有価証券評価損	197百万円
未払役員退職慰労金	17百万円
賞与引当金に対応する法定福利費	150百万円
資産除去債務	106百万円
減損損失	112百万円
株式給付引当金	171百万円
その他	554百万円
小計	6,599百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△504百万円
評価性引当額小計	△504百万円
繰延税金資産合計	6,095百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	26百万円
繰延税金負債合計	26百万円
繰延税金資産の純額	6,068百万円

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	アイ・モバイル(株)	東京都 渋谷区	100	情報提供 サービス業	(所有) 直接30.0	ホームページ サービス 開発・保守の 委託	資金の貸付 (注) 資金の回収 (注) 利息の受取 (注)	230 141 3	貸付金	175

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び 近親者の 数が多い 会社	税理士法人 田口パート ナース会計 (注2)	東京都 江戸川 区	5	税理士 法人	-	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注1)	13	売掛金	1
	税理士法人 押田会計事 務所 (注3)	神奈川県 横浜市	4	税理士 法人	-	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注1)	18	売掛金	2
	税理士法人 大藤会計事 務所 (注4)	宮城県 仙台市 宮城野 区	9	税理士 法人	-	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注1)	15	売掛金	1

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

2. 当社取締役田口操氏の共同設立法人であります。
3. 当社取締役押田吉真氏の共同設立法人であります。
4. 当社取締役会長角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。
5. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

Ⅸ 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,843円26銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 284円36銭 |

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年11月19日

株式会社 T K C
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TKCの令和元年10月1日から令和2年9月30日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結貸借対照表

(令和2年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	35,844	流動負債	14,701
現金及び預金	26,769	買掛金	2,181
受取手形及び売掛金	7,014	電子記録債務	802
リース投資資産	432	1年内返済予定の長期借入金	142
商品及び製品	238	リース債務	522
仕掛品	307	未払金	2,184
原材料及び貯蔵品	177	未払法人税等	2,549
その他の	924	未払消費税等	1,520
貸倒引当金	△19	賞与引当金	3,673
固定資産	61,826	その他の	1,124
有形固定資産	17,794	固定負債	5,893
建物及び構築物	8,182	長期借入金	295
機械装置及び運搬具	547	リース債務	1,113
工具、器具及び備品	1,857	退職給付に係る負債	3,400
土地	6,911	株式給付引当金	599
リース資産	290	その他の	485
建設仮勘定	5	負債合計	20,595
無形固定資産	3,120	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,724	株主資本	79,161
ソフトウェア仮勘定	370	資本金	5,700
その他の	25	資本剰余金	6,588
投資その他の資産	40,911	利益剰余金	68,533
投資有価証券	16,182	自己株式	△1,660
関係会社株式	100	その他の包括利益累計額	△2,085
長期貸付金	163	その他有価証券評価差額金	△553
繰延税金資産	7,360	退職給付に係る調整累計額	△1,532
長期預金	14,600	純資産合計	77,075
差入保証金	1,438	負債及び純資産合計	97,671
長期リース投資資産	889		
その他の	178		
資産合計	97,671		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	67,814
売上原価	22,667
売上総利益	45,147
販売費及び一般管理費	33,766
営業利益	11,381
営業外収益	
受取利息	37
受取配当金	146
受取地代家賃	50
受助成金の収入	15
その他	56
合計	306
営業外費用	
支払利息	1
その他	0
合計	1
経常利益	11,685
特別利益	
固定資産売却益	2
特別損失	
固定資産除却損	40
その他	0
合計	41
税金等調整前当期純利益	11,646
法人税、住民税及び事業税	4,070
法人税等調整額	△225
当期純利益	7,801
非支配株主に帰属する当期純損失	20
親会社株主に帰属する当期純利益	7,821

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,700	5,711	63,623	△1,630	73,404
当期変動額					
剰余金の配当			△2,911		△2,911
親会社株主に帰属する当期純利益			7,821		7,821
自己株式の取得				△34	△34
自己株式の処分		0		3	3
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		877			877
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	877	4,909	△30	5,756
当期末残高	5,700	6,588	68,533	△1,660	79,161

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△83	△1,704	△1,787	1,504	73,121
当期変動額					
剰余金の配当					△2,911
親会社株主に帰属する当期純利益					7,821
自己株式の取得					△34
自己株式の処分					3
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					877
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△469	171	△297	△1,504	△1,801
当期変動額合計	△469	171	△297	△1,504	3,954
当期末残高	△553	△1,532	△2,085	－	77,075

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社
- (2) 連結子会社の名称
株式会社TLP
株式会社スカイコム
TKC保安サービス株式会社
TKCカスタマーサポートサービス株式会社
株式会社TKC出版
- (3) 非連結子会社の数 1社
- (4) 非連結子会社の名称
TKC金融保証株式会社
(連結の範囲から除いた理由)

TKC金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社
- (2) 持分法適用関連会社の名称
アイ・モバイル株式会社
アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。
- (3) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社
- (4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称
TKC金融保証株式会社
(持分法の適用の範囲から除いた理由)

TKC金融保証株式会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

1) 商品・原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2) 製品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

1) ソフトウエア

a. 市場販売目的のソフトウエア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

b. 自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

2) その他

定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬B I P信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他のプロジェクト………工事完成基準

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度を適用しております。

II 追加情報

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

21,762百万円

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(百株)	当連結会計年度増加株式数(百株)	当連結会計年度減少株式数(百株)	当連結会計年度末株式数(百株)
発行済株式				
普通株式	267,310	－	－	267,310
合計	267,310	－	－	267,310
自己株式				
普通株式(注)	4,475	66	9	4,533
合計	4,475	66	9	4,533

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数66百株の増加は、単元未満株式の買取りによる増加66百株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数9百株の減少は、単元未満株式の売渡し1百株、役員報酬B I P信託による給付8百株であります。
3. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式1,897百株を含めております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年12月20日 定時株主総会	普通株式	1,456	55	令和元年9月30日	令和元年12月23日
令和2年5月1日 取締役会	普通株式	1,455	55	令和2年3月31日	令和2年6月15日

- (注) 1. 令和元年12月20日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれています。
2. 令和2年5月1日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年12月18日 定時株主総会	普通株式	1,720	利益剰余金	65	令和2年9月30日	令和2年12月21日

(注) 令和2年12月18日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	26,769	26,769	－
(2) 受取手形及び売掛金	7,014		
貸倒引当金	△19		
	6,994	6,994	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	15,979	15,979	－
(4) 長期預金	14,600	14,554	△45
資産計	64,343	64,297	△45
(1) 買掛金	2,181	2,181	－
(2) 未払金	2,184	2,184	－
負債計	4,366	4,366	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額202百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額100百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(3) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

Ⅵ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,933円12銭
2. 1株当たり当期純利益	297円63銭

Ⅶ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和2年11月19日

株式会社 T K C
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TKCの令和元年10月1日から令和2年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年11月20日

株式会社 T K C 監査役会

常勤監査役	宮	下	恒	夫	㊟
常勤監査役	中	西	清	嗣	㊟
社外監査役	高	島	良	樹	㊟
社外監査役	朝	長	英	樹	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆さまのご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、每期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としております。また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客さまのビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆さまに対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭におきながら、財政状態、経営成績および配当性向等を総合的に勘案して決定しています。

なお、当社は、株主の皆さまの期待にお応えするべく、第54期中間および期末の各配当予想を普通配当55円（第53期は中間配当55円および期末配当55円）とすることを、令和元年11月11日に公表し、中間配当については、55円配当の取締役会決議を経て実施しています。

第54期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

第54期の業績は、売上高、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期利益について、六期連続で過去最高を更新する結果となりました。これに基づき、株主の皆さまに敬意と感謝の意を表するため、上記のとおり、令和2年9月期の期末配当金を直近の配当予想より10円増配して1株当たり65円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、1,720,382,170円となります。

なお、既に実施済の中間配当金1株当たり配当55円と合わせて、年間としては1株当たり120円となり、当期の配当性向は42.2%となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年12月21日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、相当額を内部留保すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 4,300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

定款第2条（目的）に定める事業目的につきまして、当社の事業内容に即したものとするため、以下の理由により新たな事業を追加するものであります。

（1）当社の非連結子会社であるTKC金融保証株式会社において、リース事業を行っておりますが、同社の金融保証業務が近い将来に終了する見込みであり、事業終了後に同社のリース業務を引き継ぐ可能性があること。

（2）将来的に、金融機関が公開しているオープンAPIを活用したサービスの拡充を図るため。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営 2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営 3. 法律情報データベース・サービスの開発、保守及び販売 4. コンピュータ・ソフトウェアの開発、保守及び販売 5. インターネット・サービス・プロバイダとしての事業 6. クラウド・コンピューティング・サービス・プロバイダとしての事業 7. オフィス機器及び事務用品の開発、保守及び販売 8. 会計事務所及びその関与先企業のための集金事務等の代行業務 9. 会計事務所及びその関与先企業に対する金銭の貸付並びに金銭貸借の斡旋 10. 会計事務所及びその関与先企業のための事業承継等に関するコンサルティング 11. 損害保険代理業 12. 銀行代理業 13. 上に付帯する一切の事業 	<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営 2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営 3. 法律情報データベース・サービスの開発、保守及び販売 4. コンピュータ・ソフトウェアの開発、保守及び販売 5. インターネット・サービス・プロバイダとしての事業 6. クラウド・コンピューティング・サービス・プロバイダとしての事業 7. オフィス機器及び事務用品の開発、保守、販売及びリース 8. 会計事務所及びその関与先企業のための集金事務等の代行業務 9. 会計事務所及びその関与先企業に対する金銭の貸付並びに金銭貸借の斡旋 10. 会計事務所及びその関与先企業のための事業承継等に関するコンサルティング 11. 損害保険代理業 12. 銀行代理業及び電子決済等代行業 13. 上に付帯する一切の事業

第3号議案 取締役8名選任の件

現任取締役11名（全員）は、本定時株主総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、本定時株主総会終結の時をもちまして退任される角一幸氏、岩田仁氏、伊藤誠氏、湯澤正夫氏、苅屋武宏氏、及び田口操氏の6名を除く現任取締役5名に、経営陣の強化を図るため、新たに取締役候補者 川橋郁夫氏、中西清嗣氏、及び甲賀伸彦氏の3名を加えた計8名の選任をお願いするものであります。取締役候補者の略歴等は次のとおりです。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	いづか まさのり 飯塚 真規	再任	代表取締役 社長執行役員 会計事務所事業部長	14 / 14回
2	ひたか さとし 飛鷹 聡	再任	取締役 常務執行役員 地方公共団体事業部 営業本部長	14 / 14回
3	いがらし やすお 五十嵐 康生	再任	取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研 究所長	14 / 14回
4	かわはし いくお 川橋 郁夫	新任	専務執行役員 株式会社スカイコム代表取締役社長	- / - 回
5	なかにし きよつぐ 中西 清嗣	新任	常勤監査役	14 / 14回
6	おしだ よしまさ 押田 吉真	再任	取締役	13 / 14回
7	いじま じゅんこ 飯島 純子	再任	取締役	10 / 10回
8	こうが のぶひこ 甲賀 伸彦	新任	-	- / - 回

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 取締役候補の飯島純子氏は、令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会において、選任され同日付で就任いたしました。就任日の令和元年12月20日から令和2年9月30日までの間における取締役会開催回数は10回です。

候補者番号

1

い い づ か
飯 塚

ま さ の り
真 規

生年月日 昭和50年3月12日
所有する当社の株式数 74百株

再任



略歴、当社における地位及び担当

平成14年 4月	当社入社		
平成22年12月	当社取締役 執行役員	会計事務所事業部	企業情報システム営業本部担当兼 Gプロジェクト推進 本部長
平成24年10月	当社取締役 執行役員	会計事務所事業部	企業情報システム営業本部長
平成24年12月	当社取締役 常務執行役員	会計事務所事業部	企業情報システム営業本部長
平成26年 4月	当社取締役 常務執行役員	会計事務所事業部	営業本部長
平成28年10月	当社代表取締役 専務執行役員	会計事務所事業部長	営業本部長
平成30年10月	当社代表取締役 専務執行役員	会計事務所事業部長	
令和元年12月	当社代表取締役 社長執行役員	会計事務所事業部長 (現任)	

重要な兼職の状況

T K Cカスタマーサポートサービス株式会社 代表取締役社長

在任年数

10年

取締役会出席状況

14/14回

当社との間の特別の利害関係

後記欄外 (注) 8. ①

取締役候補者とした理由

飯塚真規氏は、取締役 執行役員として10年、取締役 常務執行役員として3年、代表取締役 専務執行役員として3年、代表取締役 社長執行役員として1年の経営経験を有しております。これまで、会計事務所事業部営業本部長、会計事務所事業部長をへて、昨年より代表取締役社長を務めており、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

ひ た か
飛 鷹

さ と し
聡

生年月日 昭和46年1月19日
所有する当社の株式数 23百株

再任



略歴、当社における地位及び担当

平成15年 4月	当社入社		
平成22年12月	当社執行役員	地方公共団体事業部営業企画本部	A S Pサービス推進部長
平成23年12月	当社取締役 執行役員	地方公共団体事業部	新規事業戦略本部担当
平成24年 1月	当社取締役 執行役員	地方公共団体事業部	クラウド事業推進本部長
平成30年12月	当社取締役 常務執行役員	地方公共団体事業部	営業本部長 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

飛鷹聡氏は、取締役 執行役員として9年、取締役 常務執行役員として2年の経営経験を有しております。これまで、地方公共団体事業部のクラウドサービス推進部長を経て、営業本部長を務め、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

在任年数

9年

取締役会出席状況

14/14回

当社との間の特別の利害関係

なし

候補者番号 **3** **五十嵐 康生** 生年月日 昭和42年1月4日
所有する当社の株式数 30百株

再任



在任年数
4年

取締役会出席状況
14/14回

当社との間の特別の利害関係
なし

略歴、当社における地位及び担当

平成元年 4月 当社入社
平成24年 8月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 会計情報システム開発センター長
平成28年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 営業本部 営業企画部長
平成29年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 営業企画部長
平成30年 1月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所長 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

五十嵐康生氏は、取締役 執行役員として4年、取締役 常務執行役員として3年の経営経験を有しております。

これまで、会計事務所事業部システム開発研究所長を務め、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **4** **川橋 郁夫** 生年月日 昭和30年2月26日
所有する当社の株式数 76百株

新任



在任年数
—年

取締役会出席状況
— / —回

当社との間の特別の利害関係
後記欄外 (注) 8. ②

略歴、当社における地位及び担当

昭和52年 4月 当社入社
平成18年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部
平成20年 1月 当社執行役員 内部統制統括センター長
平成25年12月 株式会社スカイコム 代表取締役副社長
平成26年12月 株式会社スカイコム 代表取締役社長 (現任)
令和元年12月 当社専務執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社スカイコム 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

川橋郁夫氏は、執行役員として14年、株式会社スカイコム代表取締役社長として6年の経営経験を有しております。

これまで、地方公共団体事業部システム開発本部長、内部統制統括センター長、当社子会社社長を務め、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。また、当社子会社の経営を通じ、当社グループとしての持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 5 なかにし きよつぐ 中西 清嗣 生年月日 昭和31年8月27日
所有する当社の株式数 150百株

新任



略歴、当社における地位及び担当

昭和54年4月 当社入社
平成20年12月 当社執行役員 総務部長
平成21年12月 当社総務部長
平成27年1月 当社内部監査部長
平成30年12月 当社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

中西清嗣氏は、総務部長を経て、内部監査部長として4年、常勤監査役として2年の経験を通じて、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、取締役として選任をお願いするものです。

在任年数

一年

取締役会出席状況

14/14回

当社との間の特別の利害関係

なし

候補者番号 6 おしだ よしまさ 押田 吉真 生年月日 昭和31年8月17日
所有する当社の株式数 10百株

再任

社外

独立



略歴、当社における地位及び担当

昭和63年11月 税理士登録
平成3年11月 同開業
平成14年7月 税理士法人押田会計事務所 代表社員（現任）
平成30年12月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

税理士法人押田会計事務所 代表社員

取締役候補者とした理由

押田吉真氏は、税理士として、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、TKC全国会システム委員会の委員長を9年お務めになり（令和元年6月退任）、当社が提供するシステム、サービスについても顧客の視点から数多くの助言を受けてきました。また、平成30年12月の当社社外取締役就任以降も、当社システム、サービスの開発や普及のための助言・提言を数多くいただいております。システム、サービスの開発、普及による当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き、独立社外取締役として選任をお願いするものです。

在任年数

2年

取締役会出席状況

13/14回

当社との間の特別の利害関係

後記欄外（注）8.③

候補者番号 **7** ^{い い じ ま} **飯島** ^{じ ゅ ん こ} **純子** 生年月日 昭和42年8月3日
所有する当社の株式数 一百株

再任 社外 独立



略歴、当社における地位及び担当

平成13年10月 弁護士登録
平成13年10月 東京虎ノ門法律事務所入所（現任）
令和元年10月 当社指名・報酬諮問委員会委員長（現任）
令和元年12月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

東京虎ノ門法律事務所 パートナー弁護士

取締役候補者とした理由

飯島純子氏は、弁護士としての専門知識と豊富な経験に加え、特にコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しております。令和元年10月10日に当社が設置した指名・報酬諮問委員会の委員長として、コーポレートガバナンス・コードの主旨に則った取締役等の選解任方針・手続き及び役員報酬制度の検討・設計等において強いリーダーシップを発揮していただいております（計3回開催）。

コーポレート・ガバナンス強化による当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への貢献と、女性の視点からの有益な提言をいただけることが期待できること、また取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き独立社外取締役として選任をお願いするものです。

在任年数
1年

取締役会出席状況
10/10回

（現姓：澤田）

当社との間の特別の利害関係
なし

候補者番号 **8** ^{こ う が} **甲賀** ^{の ぶ ひ こ} **伸彦** 生年月日 昭和39年1月25日
所有する当社の株式数 五百株

新任 社外 独立



略歴、当社における地位及び担当

平成8年2月 税理士登録
平成8年2月 同開業
平成31年4月 税理士法人トップマネジメント 代表社員（現任）

重要な兼職の状況

税理士法人トップマネジメント 代表社員

取締役候補者とした理由

甲賀伸彦氏は、税理士として税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、釧路公立大学で長年非常勤講師を務められており、中小企業の管理会計に関して相応の知見をお持ちです。また、T K C 全国会ニューメンバーズ・サービス委員会の委員長を平成28年7月からお務めになり、新たにT K C 全国会に入会する税理士・公認会計士のフォロー活動やT K C 会員を増加させるための活動に対する助言を受けてきました。

当社の持続的成長と中期的な企業価値の向上への貢献が期待できること、また取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、独立社外取締役として選任をお願いするものです。

在任年数
一年

取締役会出席状況
- / -回

当社との間の特別の利害関係
後記欄外（注）8. ④

- (注) 1. 当社は、取締役候補者の指名について、取締役会からの諮問に応じて指名・報酬諮問委員会が審議し、その結果を取締役に答申する手続きを経て、取締役会において取締役候補者として定時株主総会の議案としております。
2. 社外取締役候補者の指名については、当社を取り巻く経営環境及び取締役会を構成する取締役・監査役の専門性並びに多様性を考慮のうえ実行しております。
3. 押田吉真氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行っております。
4. 飯島純子氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行っております。
5. 飯島純子氏は、婚姻により澤田姓となりましたが、旧姓の飯島で業務を執行しております。
6. 甲賀伸彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定です。
7. 当社は、当社定款に基づいて社外取締役との間で、会社法第427条第1項の定めに基づいて社外取締役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結できる旨規定しております。押田吉真氏及び飯島純子氏の選任が承認された場合には、あらためて契約を締結する予定であります。また、甲賀伸彦氏の選任が承認された場合には、新たに契約を締結する予定であります。
8. 「当社との間の特別の利害関係」欄の注記は次のとおりです。
- ① T K C カスタマーサポートサービス株式会社を代表して当社との取引を行っています。
 - ② 株式会社スカイコムを代表して当社との取引を行っています。
 - ③ 税理士法人押田会計事務所を代表して当社と取引を行っています。
 - ④ 税理士法人トップマネジメントを代表して当社と取引を行っています。
9. 上記を除き、取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

現任監査役4名のうち、中西清嗣氏及び朝長英樹氏の2名を除く2名は、本定時株主総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、本定時株主総会終結の時をもちまして任期満了により退任される高島良樹氏、辞任により退任される中西清嗣氏を除く現任監査役1名に、経営陣の強化を図るため、新たに監査役候補者有野正明氏及び浜村智安氏の2名を加えた計3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	みやした つねお 宮下 恒夫	再任	常勤監査役	14 / 14回	7 / 7回
2	ありの まさあき 有野 正明	新任	執行役員 総務本部長	- / - 回	- / - 回
3	はまむら ともやす 浜村 智安	新任	社外 独立	- / - 回	- / - 回

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1 ^{みやした}宮下 ^{つねお}恒夫 生年月日 昭和24年5月28日
所有する当社の株式数 99百株

再任



略歴、当社における地位

昭和50年3月 当社入社
平成18年12月 当社執行役員 T K C 全国会研究会支援部長
平成22年10月 当社会長室部長
平成28年12月 当社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

T K C カスタマーサポートサービス株式会社 監査役
T K C 保安サービス株式会社 監査役

監査役候補者とした理由

宮下恒夫氏は、常勤監査役として4年の経営経験を有しております。
これまで、専門的な知見をもとに、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から意見をいただくなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言をしており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き監査役として選任をお願いするものです。

在任年数
4年
取締役会出席状況
14/14回
監査役会出席状況
7/7回
当社との間の特別の利害関係
なし

候補者番号 2 ^{ありの}有野 ^{まさあき}正明 生年月日 昭和38年3月17日
所有する当社の株式数 52百株

新任



略歴、当社における地位

昭和60年4月 当社入社
平成27年1月 当社執行役員 経営管理本部総務部長
平成30年10月 当社執行役員 総務本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社 T L P 監査役
株式会社 スカイコム 監査役

監査役候補者とした理由

有野正明氏は、執行役員として5年の経験を通じて、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、監査役として選任をお願いするものです。

在任年数
－年
取締役会出席状況
－/－回
監査役会出席状況
－/－回
当社との間の特別の利害関係
なし



略歴、当社における地位

平成元年 3月 税理士登録
平成元年 3月 同開業
平成19年 2月 税理士法人浜村会計 代表社員（現任）

重要な兼職の状況

税理士法人浜村会計 代表社員

監査役候補者とした理由

浜村智安氏は、税理士として税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、栃木県宇都宮市で税理士・監査役・会計参与として数多くの企業の経営管理に携わり、地域経済の発展にも大きく貢献されてきました。これらの経験、ならびに当社および業界への深い見識に基づき、独立した立場から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を期待できます。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものです。

在任年数

－年

取締役会出席状況

－ / －回

監査役会出席状況

－ / －回

当社との間の特別の利害関係
後記欄外（注）4.

- （注）1. 当社は、取締役会が監査役候補者とした者を、監査役会の同意を得た上で定時株主総会の議案としております。
2. 浜村智安氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定です。
3. 当社は、当社定款に基づいて社外監査役との間で、会社法第427条第1項の定めに基づいて社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結できる旨規定しております。浜村智安氏の選任が承認された場合には、新たに契約を締結する予定であります。
4. 「当社との間の特別の利害関係」欄の注記は次のとおりです。
税理士法人浜村会計を代表して当社と取引を行っています。
5. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、令和2年12月17日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ①議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

- (2) スマートフォンによる方法
- ①議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ②セキュリティーの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ③スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館 6階会議室

交通

- JR宇都宮線・JR東北新幹線 : JR宇都宮駅下車
JR宇都宮駅西口バスターミナル10番乗り場より
関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、
「羽黒下」バス停にて下車（所要時間25～40分）
- 東武宇都宮線 : 東武宇都宮駅下車
「東武宇都宮駅前」バス停より
関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、
「羽黒下」バス停にて下車（所要時間20～30分）



お願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。